湯布院町温湯区における
共有物の維持管理体制と合意の仕組み

２０１２年

九州大学大学院工学府
都市環境システム工学専攻

西村　菜美

目次

第１章　はじめに ･･･ 1
1-1. 背景
1-2. 既往の研究と本研究の位置づけ
1-3. 研究方法
1-3-1. 大分県由布市湯布院町温湯区について
1-3-2. 共同温泉について
1-4. 目的
1-5. 研究方法
1-5-1. 研究の構成
1-5-2. 調査方法
1）文献・資料調査
2）ヒアリング調査
3）アンケート調査

第２章　共同温泉の維持管理体制 ･･･ 13
2-1. 共同温泉の概歴
2-2. 湯の坪・中島共同温泉
1）変遷
2）維持管理体制
3）まとめ
2-3. 岳本温泉
1）変遷
2）維持管理体制
3）まとめ
2-4. 津江共同温泉
1）変遷
2）維持管理体制
3）まとめ
2-5. 中島共同温泉
1）変遷
2）維持管理体制
3）まとめ
2-6. 共同温泉の維持管理体制の特性
2-6-1. 共同温泉の関係者
2-6-2. 維持管理の活動と主体
2-7. 小結

第 3 章　天祖神社の維持管理体制 ･･･ 35
1）変遷
2）維持管理体制
3）まとめ

第 4 章　ポケットパークの維持管理体制 ･･･ 38
1）変遷
2）維持管理体制
3）まとめ

第 5 章　温湯区における「合意の仕組み」の特性 ･････････････････････････････････････ 40
5-1. 共同温泉の維持管理主体と意思決定プロセスの曖昧性
5-2. 主体と意思決定プロセスを規定する基本原則
5-3. 共同温泉特有の傾向
5-4. 小結

第 6 章　結論 ･･･ 43
6-1. 本研究の成果
6-2. 今後の課題

付録

第１章 はじめに

1-1. 背景

地区における合意形成には、その地区独特の雰囲気やスピード感が存在している。民俗学者宮本常一は、対馬で経験した、区有の「古文書」の賃借をめぐる地区住民の合意形成について以下のように述べて、曖昧で、ゆったりした、独特な合意形成プロセスの存在を指摘している[1)]。

村でとりきめをおこなう場合には、みんなの納得のいくまで何日でもはなしあう。…「…貸してもいいものだろうかどうだろうか」と区長からきり出すと「…村の大事な証拠書類だからみんなでよく話し合おう」ということになって、話題は他の協議事項にうつった。そのうち昔のころをよく知っている老人が、「…」という話をした。それについて、それと関連あるような話がみんなの間にひとわたりせられてそのまま話題は他にうつった。しばらくしてからまた、古文書の話になり、「…」というものがあった。するとまたひとしきり、…といういろいろの世間話がつづいてまた別の話になった。…いかにものんびりしているように見えるが、それでいて話は次第に展開して来る。…そういう場での話しあいは今日のように論理づくめでは収拾のつかぬことになっていく場合が多かったと想像される。…こうして村の伝承に支えられながら自治が成り立っていたのである。

私がこれまで研究室のプロジェクトで関わってきたいくつかの地区について見ても、どういう順序で話を進めるか、協議がどのように進んでいくか、どういう話しぶりで会話をするか、誰が進行役を務めるか、誰がよく発言をするか等、地区によって協議や合意形成のプロセスに相違があることを感じている。

哲学者桑子敏雄は、公共事業をめぐる紛争の解決に向けた合意形成プロセスの構築に取り組む中で、風景のなかにこのような地区特有の協議や合意の仕組みが存在していることを指摘している[2)]。

風景のなかにある価値は、たんに見た目の景観の価値ではないという感慨が心に迫ってくる。その価値を語るものがあるとすれば、景観をつくりあげてきた歴史や文化である。風景の向こうには、風景を支える知恵が潜んでいるのである。その知恵のなかにあるのが日本的な参加と合意の仕組みである。

さらに桑子は、環境に関する人々の働きかけを制限、規定する制度や組織、それに基づく人々の行動と風景との関係についても以下のように言及している[3)]。

風景の向こう側にあって、目に見えないものとは、そのような制度や組織であり、それにもとづいた人びとの行動である。

その上で、桑子は、特に水の管理システムや神社等、地区住民と伝統的、必然的に関わりを持ってきた風景に着目し、参加と合意の仕組みを読み取っている[4)]。

霞ヶ浦の近くにある茨城県潮来市徳島にある水神社の風景である。「水神社」というコンセプトは、あ

る特定の設計者のなかのコンセプトではない。ここでの「水」には、「地域を潤し、農業を支え、共同体の活動の源となり、人びとの信仰の対象となっている水」という意味が含まれている。・・・地域社会と水との関わり、伝統社会と信仰、水田と神道とのつながり、そういったものが水神社の風景の向こう側に見える。水に対する思想や信仰、地域社会のあり方など目で見ることのできないものが隠れている。

桑子は、このように風景のなかにある参加と合意の思想を掘り起こし、風景や空間の多様な価値とそれらの関係を明らかにすることで、公共事業において多様な価値を維持し豊かな空間を実現するための、適切な合意形成プロセスの構築に努めている。

このように、地区特有の参加と合意の仕組みを把握することは、公共事業をめぐる紛争解決だけでなく、地区計画や景観計画の策定、都市計画道路の整備等、地区住民の合意が必要不可欠な事業において、円滑な合意形成プロセスを組み立てる際の拠りどころになると考える。さらに、地区特有の仕組みや作法を、ルールの運用や構造物の利活用の仕組みに反映させることで、より実効性の高い仕組みづくりができると考える。

宮本の対馬での古文書をめぐる経験と、桑子の水神社と地域社会との関係の読み解きに共通しているのは、地区全体あるいは地区住民が共同で所有、管理、利用している「地区の共有物」に着目し、地区特有の参加と合意の仕組みや地域社会のあり方を把握している点である。本研究でもこうした方法論を参考にし、地区住民が共同で維持管理を行なっている「地区の共有物」に着目することで、地区での合意形成におけるルールや作法、仕組みを読み解くことを試みる。

1-2. 既往の研究と本研究の位置づけ

地区特有のルールや作法を読み解き、表現するために、都市計画や地域計画分野で用いられている代表的な方法論として、クリストファー・アレグザンダーが提唱した「パタン・ランゲージ」が挙げられる[5)]。この中では、パタンという実体が集まりそれらの関連の中で環境が形づくられるとされている。「パタン・ランゲージ」を、地区での計画づくりに実際に用いた代表例として、埼玉県川越市の「町づくり規範」や神奈川県真鶴町の「真鶴町まちづくり条例（美の条例）」が挙げられる。例えば真鶴町の美の条例を参照すると、「建築は場所を尊重し、風景を支配しないようにしなければならない」とあるように、真鶴町において守るべきルールとして、古来より皆が守ってきたもの、作法、慣行が示されている[6)]。このように、「パタン・ランゲージ」は、地域で環境を形成する際に住民が暗黙のうちに守ってきたルールを記述するには有効な手法であるが、本研究で目的としている地域内での合意形成プロセスのルールの読み解きや記述には至っていない。

加えて、本研究と関連する先行研究は、地区における計画策定等での合意形成に関する研究、共有物の維持管理に関する研究の大きく 2 つのテーマに整理される。地区における計画策定等での合意形成を扱った研究では、そのプロセスや各主体の役割、地域の背景を明らかにした研究はあるものの、その対象が特定の出来事や活動に関する合意形成に留まっており、地区住民による日常的な地域管理における地区特有の作法やルールは対象とされてこなかった[7)]。一方、共有物の維持管理を扱った研究では、地区住民による日常的な地域管理の主体を対象とし、その変容過程と要因を分析したものが多いものの、地区での合意形成プロセスに着目したものは少ない[8)]。また、対象としている共有物として、生活に必要不可欠なもの（家屋や集落等）、信仰の対象となるようなもの（寺社や教会等）、生業・産業に関わるもの（山林や農地等）が扱われている。

本研究は、地区における共有物を対象とした「日常的な」維持管理に着目し、地区でものごとを決定する際の「ルールや作法」を読み解くことを目的としている点で、他の既往研究と性格を異にする。

1-3. 研究対象

1-3-1. 大分県由布市湯布院町 温湯(ぬるゆ) 区について

大分県由布市湯布院町温湯区は由布院盆地の東側に位置し（**図 1-1**）、多くの観光客が訪れる金鱗湖や湯の坪街道等の観光名所を有している。「温湯区」とは、4 つの自治区「湯の坪地区」「岳本地区」「津江地区」「中嶋地区」の総称である（**図 1-2**）。1712（正徳 2）年から 1871（明治 4）年までは南北に二分されていたが、それ以前、それ以降は温湯村、温湯区として扱われている[9)10)]。現在でも、温泉祭りや盆行事等は温湯区単位で行なわれており、地区住民の中でも「温湯」という総称は定着している。**表 1-1** には、1986（昭和 61）年と 2011（平成 23）年の 4 自治区の世帯数を示す。世帯数の伸びが大きいのは津江地区であり、現在の世帯数規模は中嶋地区以外の 3 地区はほぼ同規模だと言える。地区外からの新規居住者もいるが、古くから温湯区に住んでいる、いわゆる地付きの人も多くおり、比較的昔ながらの人間関係が残っている地域である。

その他特筆すべき事項として、「ゆふいん建築・環境デザインガイドブック（2011 年増補改訂）」の存在がある。先に述べた「パタン・ランゲージ」の方法論を応用し、湯布院でものをつくるにあたっての心得と作法をまとめたものである。地区での合意形成プロセスにまでは踏み込んでいないが、地区特有のルールや作法の存在を示している。

また温湯区には、天祖神社、6 箇所の共同温泉、湯の坪街道沿いのポケットパークといった地区の共有物が存在している（**図 1-3**）。天祖神社は温湯区全体の共有物として区単位で維持管理が行なわれており、共同温泉は 4 つの自治区それぞれに存在し、各地区内で維持管理が行なわれている。ポケットパークは周辺区域の共有スペースとして利用されており、近隣店舗により維持管理がされている。

以上、区内に性格の異なる 3 種類の共有物が存在しており、特に共同温泉は 4 地区それぞれに存在していることから、共有物間、地区間の維持管理体制、合意形成プロセスの比較・分析が可能であること、さらに地区特有のルールや作法の存在が垣間見えることから、本研究では湯布院町温湯区を研究の対象地とする。

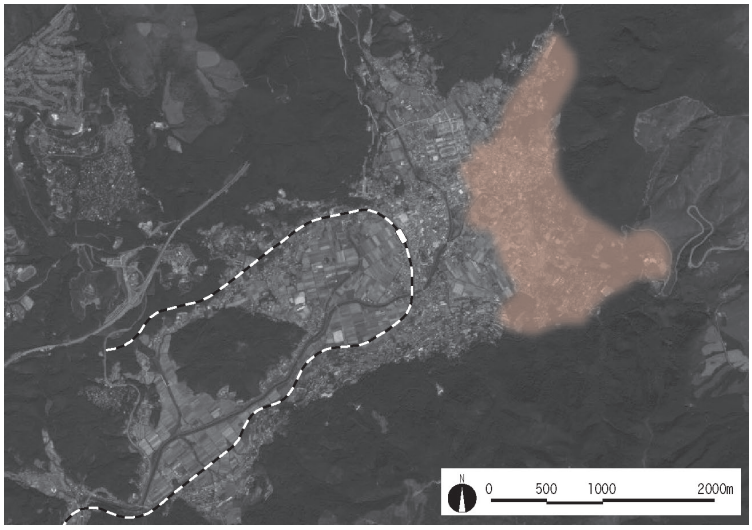

図 1-1　由布院盆地における温湯区の位置図

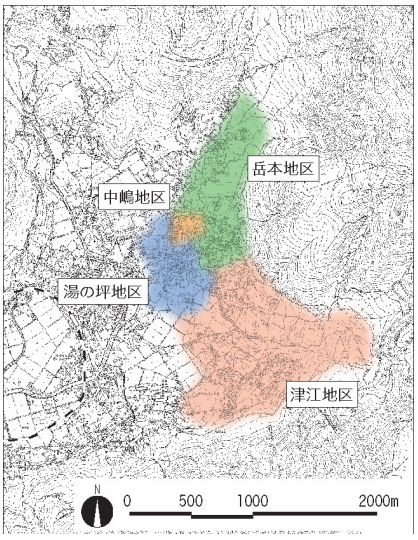

図 1-2　4 自治区の位置図

表 1-1　4 自治区の世帯数と人口 [11) 12)]

地区名	1986（昭和 61）年 4 月時点		2011（平成 23）年 12 月時点	
	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）
湯の坪地区	243	715	289	606
岳本地区	272	756	260	546
津江地区	155	441	256	535
中嶋地区	72	235	76	172

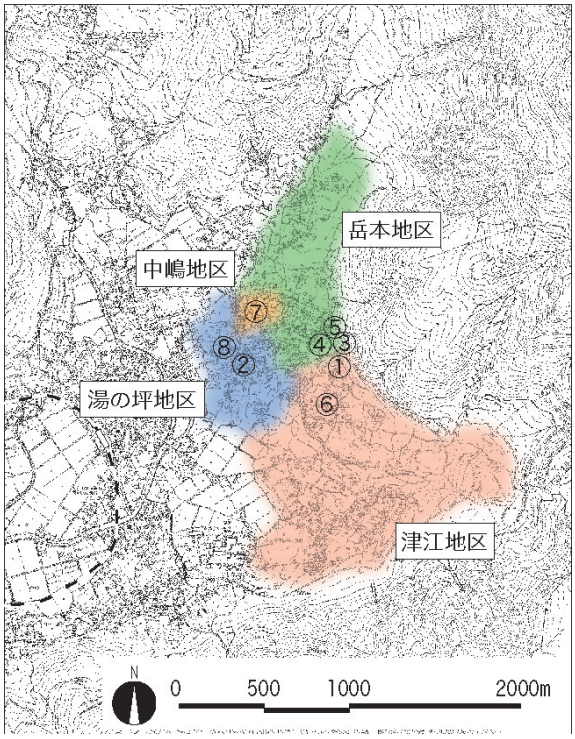

①天祖神社

②湯の坪・中島共同温泉

③堂本の湯

④下ん湯

⑤新湯

⑥津江共同温泉

⑦中島共同温泉

写真なし

⑧ポケットパーク

図 1-3　本研究で対象とする温湯区内の共有物

1-3-2. 共同温泉について

本研究では、以下の 3 つの理由から、3 種類の共有物の中でも特に「共同温泉」の維持管理体制に着目して調査、分析を進める。

1 つ目の理由は、共同温泉は 4 地区全てに存在しており、地区間の比較・分析が可能であるという立地上の特徴である。

2 つ目の理由は、桑子の方法論や既往研究の中で扱われていた共有物（生活に必要不可欠なもの、信仰の対象となるようなもの、生業・産業に関わるもの等）とは異なる性格を共同温泉が持っていることである。昔からお湯が豊富だった温湯区において温泉と住民との関わりは古く、自宅に内湯がなかった時代は、共同温泉は地区住民の生活に密着した存在であったと考えられるが、生業や信仰と結びついていたわけではなく、住民の生命や生活に直結する共有物ではなかった。しかし一方では、現在でも一部の住民は毎日の生活の中で利用しており、日常的には利用していない地区住民にとっても「自分たちのもの」「地区の共同温泉」という意識が存在している。このように、比較的緩い共有意識の中で維持管理されてきたという点で、既往研究等で扱われている共有物とは性格が異なる。

3 つ目の理由は、維持管理活動について、地区での自由な決定が可能だということである。ここで、共同温泉の維持管理に関わる法律や規則、それに伴う手続きを整理する。本研究で対象とする 6 箇所の共同温泉（湯の坪・中島共同温泉[注 1)]、堂本の湯[注 2)]、下ん湯[注 3)]、新湯、津江共同温泉、中島共同温泉）全てについて、「温泉法」の適用を受ける。これにより、温泉掘削、温泉増掘、動力装置設置を行なう際には、大分県へ許可申請を行なう必要がある。これに加え、地区住民以外に一般観光客の入浴が可能な湯の坪・中島共同温泉、下ん湯については、利用許可申請も必要となり、定期的に温泉成分分析を受け、その結果を掲示しなければならない。また、この 2 箇所の共同温泉は「公衆浴場法」の適用も受けるので、公衆浴場法に基づいた営業許可も必要となる。一般的な温泉では入湯客に対して、「地方税法」に基づいた入湯税が課せられるが、本研究で対象とする 6 箇所の共同温泉はいずれも課税免除となる。以上より、増掘や動力装置の設置を行なう際には然るべき手続きが必要になるものの、その他維持管理の方法やその主体についての規定はなく、地区内で自由に維持管理活動が可能であることが確認できた。

以上の理由から、本研究では特に共同温泉の維持管理を中心に調査・分析を行ない、さらに、天祖神社やポケットパークと比較を行なうことで、地区での参加と合意の仕組みや、地区特有の作法について分析を行なうこととする。

1-4. 目的

本研究は、地区の「共有物」と地区住民との関わり合いから、地区での合意形成におけるルールや作法を読み解くことを目指しており、湯布院町温湯区の共同温泉、天祖神社、ポケットパークを対象として、その維持管理体制を調査・分析することで、湯布院町温湯区における地区住民の合意形成プロセスの特性を明らかにすることを目的とする。

1-5. 研究方法

1-5-1. 研究の構成

図 1-4 に本研究の構成を示す。まず本研究の位置づけを示し（1 章）、湯布院町温湯区内の共有物（共同温泉、天祖神社、湯の坪街道沿いのポケットパーク）について、それぞれ変遷と維持管理体制を関係者へのヒアリング調査および文献調査より明らかにする（2～4 章）。その後、それらの結果を比較・分析し、共有物の維持管理体制にみる湯布院町温湯区における合意の仕組みを整理する（5 章）。最後に、研究により得られた知見を示す（6 章）。

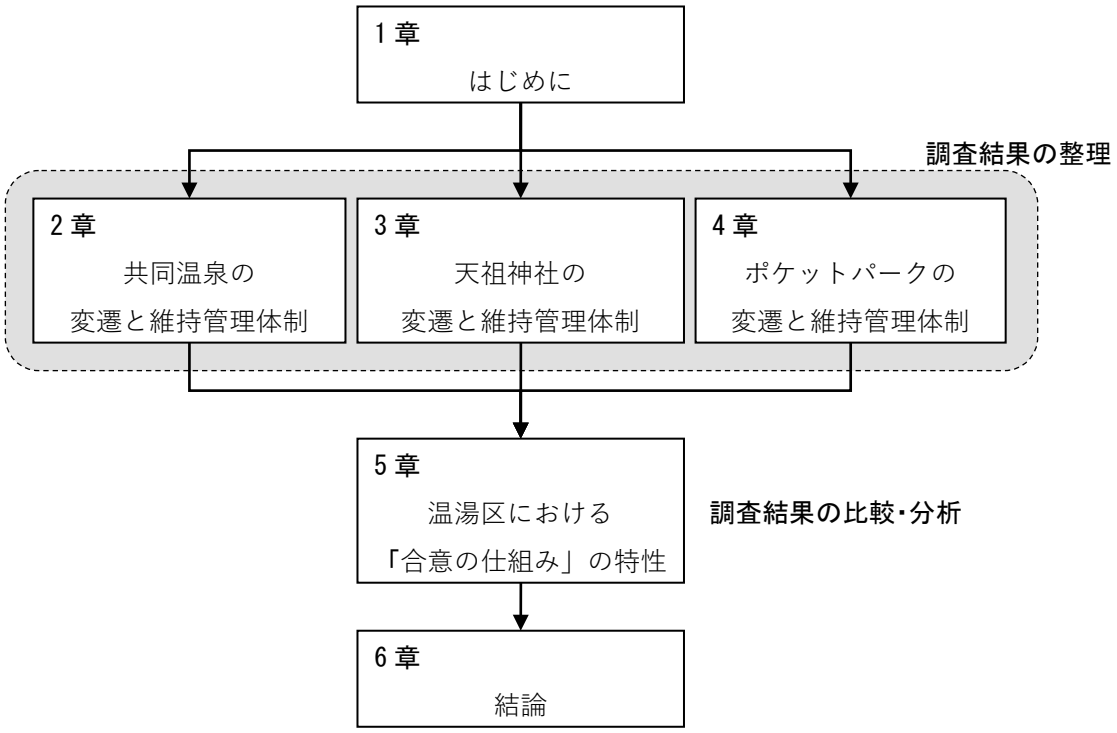

図 1-4　研究のフロー

1-5-2. 調査方法

それぞれの共有物について、改築等の履歴と維持管理体制を把握するため、文献・資料調査と関係者へのヒアリング調査を行なった。

1）文献・資料調査

使用した文献・資料を以下に示す。

表 1-2　文献・資料調査対象リスト

編集者	文献･資料名	発行年月	発行所
湯布院町誌編集委員会	町誌湯布院（本編）	1989.2	湯布院町誌刊行期成会
湯布院町誌編集委員会	町誌湯布院（別巻）	1989.2	湯布院町誌刊行期成会
大分県湯布院町役場広報公聴係	広報ゆふいん　縮刷版　湯布院町 40 周年記念誌（第 2 巻） ※1983.1～1995.8 分収録	1995.11	湯布院町
湯布院町総合政策局広報広聴班	広報ゆふいん　縮刷版　湯布院町 50 周年記念誌 ※1995.9～2005.9 分収録	2005.9	大分県湯布院町
総務課広報公聴係	My Town　湯布院 vol.3	1995.3	湯布院町

2）ヒアリング調査

共同温泉、天祖神社、ポケットパークの関係者にヒアリングを行なった。ヒアリング対象者は表 1-3 に示す通りである。ヒアリング対象者の選定にあたっては、地元の方にご協力頂き、共同温泉、天祖神社、ポケットパークそれぞれの維持管理を実際に行なっている方、または過去に維持管理活動に携わっていた方をご紹介頂いた。

表 1-3　ヒアリング対象者リスト（敬称略、所属は調査当時のもの）

対象の共有物	氏名	所属等	日時	場所
共同温泉	八川 正和	温泉利用組合組合長（岳本地区）	2011.11.1／13:00～14:30	八川氏自宅
			2012.2.6／12:30～12:40	電話ヒアリング
	浦田 義隆	御食事処あけびの里 温泉管理利用組合役員（湯の坪地区）	2011.11.1／14:40～15:40	あけびの里店内
			2012.2.6／10:00～10:05	電話ヒアリング
	佐藤 修治	共同温泉所有者（津江地区）	2011.11.29／13:00～14:30	佐藤氏自宅
天祖神社	八川 正和	天祖神社宮総代経験者	2011.11.22／13:30～15:20	八川氏職場
ポケットパーク	山野 英幸	はかり屋	2011.11.22／10:00～11:20	はかり屋店舗前
	女夫池 みさき	パン工房まきのや	2011.11.28／11:00～11:30	まきのや店舗前

3）アンケート調査

中島共同温泉については、関係者の都合からヒアリング調査が困難であったため、アンケートにより調査を行なった。アンケート対象者、アンケート内容は以下の通りである。また、対象者には参考資料として、情報誌「My Town」の該当ページのコピーを渡した。

アンケート対象者：浦田 直喜氏（中嶋地区）

表 1-4　アンケート質問項目

ご自身について	・お名前と年齢を教えて下さい。 ・これまで温湯区、中島地区の会や組合等で、何か役職（自治委員、〇〇組合役員等）をされたことはありますか？あれば、どんな役職を経験されたかお教え下さい。
中島地区について	・現在、何世帯、何人の方がお住まいですか？大体の数で構いません。 ・共同温泉ができた当時は、何世帯、何人の方がお住まいでしたか？ ・情報誌「My Town」に「中嶋地区」という表記がありましたが、「中島」と「中嶋」どちらが正しい表記ですか？
共同温泉について	・共同温泉の建物、土地、泉源の所有者、権利者は誰ですか？ 岳本、湯の坪地区は天祖神社が、津江地区は個人が所有していると伺いました。 ・中島共同温泉ができたのはいつですか？「〇年〇月頃」という曖昧な時期で構いません。 ・湯布院ハイツの土地を売った際のお金で、共同温泉をつくったと伺っています。その当時、共同温泉ではなく、何か別のことにお金を使おうという話はなかったのですか？ ・共同温泉ができてからこれまで、建て替えや再ボーリング等、大きな修理や改修を行ないましたか？また、行なった場合は、いつ頃行ないましたか？ ・これまでに大きな修理、改修を行なったことがある場合、その際の費用はどうされましたか？例：これまでの積立金でまかなった／地区の人に出資を募った／町や市から補助金をもらった等
共同温泉の利用について	・中島共同温泉ができる前は、湯の坪の共同温泉（湯の坪・中島共同温泉）を利用されていたと伺いました。岳本やその他の地区の温泉は利用していなかったのですか？ ・現在、中島共同温泉を利用されている方は何世帯、何人くらいいらっしゃいますか？ ・その中で、昔から利用されている方（地付きの方）と、引越し等で新しく利用されるようになった方の割合はどの程度ですか？ ・現在でも、湯の坪・中島共同温泉を利用されている方もいらっしゃいますか？ ・情報誌「My Town」には「利用料は無料」と記載されていますが、現在でも無料ですか？有料の場合はいくらですか？例：一人当たり月に〇円／1 世帯当たり年に〇円等 ・利用料金が無料から有料になった場合、いつ頃に変更になったのですか？また、それはなぜですか？ ・情報誌「My Town」には「一般入浴者可」と記載されていますが、現在は一般入浴は

	できないと伺っています。一般入浴ができなくなったのはいつからですか？またそれはなぜですか？ ・一般入浴が可能だった頃、地区外の利用者はどのくらいいましたか？また、地区外の利用者のほとんどは観光客だったのですか？ ・共同温泉の利用可能な時間は決まっていますか？ ・その他、共同温泉の利用に関して問題等があればお教え下さい。
共同温泉の管理について	・共同温泉を管理する組合はありますか？それとも、名称のついた組合のようなものは特になく、利用している人皆で管理をするという仕組みですか？ ・上記のような管理の仕組みは、いつ頃から行なわれているのですか？例：できたときは皆で管理を行なっていたが○年に管理組合ができた／できた当初から利用している人だけで管理を行なってきた等 ・利用者名簿や組合員名簿はありますか？また規約のようなものはありますか？ ・共同温泉に関して、代表者や会計等の役職はありますか？ある場合は、どんな役職がありますか？また任期はありますか？ ・上記の役職はどうやって決めるのですか？例：全員集まって話し合いで決める／互選で決める／○○さんの次は△△さんという形式で順番が決まっている ・毎日の掃除は誰が行なっているのですか？また、それは当初から変わりませんか？例：できた当初から、利用している人の中で交代で行なっている／以前は利用者が交代でやっていたが、○年からは特定の掃除人さんを雇っている等 ・温泉の利用料金以外に、維持管理費のようなものを徴収していますか？徴収している場合、いくらですか？また、それは誰から徴収していますか？例：利用者だけから徴収している／中島地区の人であれば、利用していなくても徴収している等 ・その他、共同温泉の管理に関して問題等があればお教え下さい。
その他	・共同温泉利用者（または管理組合員）が一堂に会して、共同温泉に関して話し合う定期的な会議のようなものはありますか？例：年に１回総会を開催している／地区の会議の際に議題として出すことはあるが、わざわざ皆で集まるようなことはない／緊急事態が発生した際には臨時で集まるが、定期的に開催する会議はない等 ・共同温泉に関する行事、イベントはありますか？例：年末の大掃除、感謝祭等 ・共同温泉の他に、中島地区の皆さん共同で利用、管理しているものは何かありますか？例：お堂、お寺、○○広場等

注釈

注1)　「湯の坪・中島共同温泉」については「ゆのつぼ温泉」「湯ノ坪共同温泉」「湯の坪共同浴場」等の表記も見られるが、本研究では「湯の坪・中島共同温泉」で統一する。

注2)　「堂本の湯」については「堂本温泉」「堂の元湯」「上の湯」「嶽本共用浴場」等の表記が見られるが、本研究では「堂本の湯」で統一する。

注3)　「下ん湯」については「下の湯」等の表記が見られるが、本研究では「下ん湯」で統一する。

参考文献

1) 宮本常一：忘れられた日本人, pp. 11-21, 岩波書店, 1995

2) 桑子敏雄：風景のなかの環境哲学, p. 15, 東京大学出版会, 2005

3) 桑子敏雄：風景のなかの環境哲学, p. 12, 東京大学出版会, 2005

4) 桑子敏雄：風景のなかの環境哲学, p. 5, 東京大学出版会, 2005

5) クリストファー・アレグザンダー他, 平田翰那訳：パタン・ランゲージー環境設計の手引, 鹿島出版会, 1984

6) 五十嵐敬喜, 野口和雄, 池上修一：美の条例 いきづく町をつくる, pp. 108-139, 学芸出版社, 1996

7) 松本久美：地区計画の策定における合意形成－神奈川県大和市千本桜地区を事例に－, 経済地理学年報, 第 54 巻, pp. 51-65, 2008

岡田岳人, 岡崎篤行：伝統的建造物群保存地区指定の最終段階における合意形成過程の事例研究－川越市川越を対象として－, 日本建築学会技術報告集, 第 17 号, pp. 455-458, 2003

岩松文代, 岩井吉彌：山村集落の活性化に関する合意形成と住民リーダー－京都府美山町における景観保全を事例として－, 日本林學會誌, 83（4）, pp. 307-314, 2001　等

8) 高口愛, 西山徳明：白川村荻村の伝統的景観管理とその変遷, 日本建築学会計画系論文集, 第 605 号, pp. 127-133, 2006)

木方十根, 福島綾子, 高尾忠志, 柴田久：九州離島キリスト教系集落の維持管理活動に関する研究－過疎集落における文化的景観の継承手法の確立に向けて－, 住宅総合研究財団研究論文集, 第 36 号, pp. 71-82, 2009

渡辺千明：秋田県二ツ井町に見られる伝統的な防災対策－共有財産の管理, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp. 411-412, 2004　等

9) 湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, pp. 255-257, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

10) 湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, pp. 446-450, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

11) 湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 547, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

12) 住民基本台帳（平成 23 年 12 月末時点）

第 2 章 共同温泉の維持管理体制

本章では、共同温泉の維持管理体制について調査・分析結果を示す。2-1 で盆地内および温湯区の共同温泉の概歴を述べ、2-2～2-5 で各共同温泉の改築等の履歴と維持管理体制を整理する。2-6 ではそれらの比較・分析を行ない、共同温泉の維持管理体制の特性を把握する。2-7 は小結として、2-1～2-6 を通してのまとめを行なう。

2-1. 共同温泉の概歴

現在のように機械によるボーリングが行なわれるようになる前は、基本的には温泉が自噴している箇所、あるいは少し掘ったら温泉が湧き出る箇所でしか温泉を利用することはできなかった。由布院盆地内の温泉の湧出については以下のように述べられている[1)]。

冬でも夏でも一緒、32～3 度のお湯がいつも流れよるわけよ、35 度くらいあるんかな。･･･それくらいの温度が金鱗湖周辺にもあったし、それから大分川ずーっといって、湯の坪の共同温泉の近所、玉の湯の近所、それとか田中市とか山水館の下のところ、あの近所は昔から。あれからずっと行って八山、由布院中学校の前。この辺はあっちい湯がどんどん沸き上がりよった。

温湯区の中では、湯の坪地区、岳本地区が元来お湯が豊富な地区であったことが分かる。また、共同温泉については以下のように述べられており、自噴している温泉を周辺住民が利用し始め、現在の共同温泉ができたことが確認できる[2)]。

･･･そういうところ（温泉が湧き出るところ）がとぼとぼとぼとあったもんやけん、だから<u>その近所の人は全部何とかしようやっち言って、そこに温泉作って小屋建てて</u>。もうほとんど顔見知りやけんな。一緒建てた人とか、岳本であればここら辺の地付きの人ばっかしが入りよった。で、そういうことで地区に温泉があったわけや。

由布院盆地内でも特に、湯の坪地区と岳本地区は江戸時代から住民や宿泊客に行水湯として用いられていたと考えられる[3)]。一方、津江地区、中嶋地区については温泉が自噴していない地区であったため、近隣地区の温泉へ通っていた。この 2 地区に共同温泉が建設されたのは 1968（昭和 43）年頃である。この頃、温湯区牧野組合の土地を町の公共事業のために売却した。その際、4 地区に配当金が支給され、津江地区と中嶋地区はこれを利用して温泉を掘削、共同温泉を建設した[4)]。

2-2. 湯の坪・中島共同温泉

1）変遷

湯の坪温泉は、1748（延享 5）年の文書で由布院盆地内の温泉で唯一、湯治客や旅宿の記載が見られる温泉である [5)]。この頃から湯の坪地区は温泉が豊富で、地元住民のみならず宿泊客にも利用されていた様子がうかがえる。また、1846（弘化 3）～1867（慶応 3）年に書かれた文書には共同温泉に関する記述も見られる。文書によると、当時の湯屋の修復等には温湯村だけではなく隣村である並柳村からも資金と労力を提供しており、この頃から温泉の無い地区の住民とともに共同温泉を利用、維持管理してきたことが分かる [6)]。また、町誌の記述や以下のような浦田氏の話から、以前は現在の共同温泉以外にも、共同で入れる温泉がいくつかあったことが把握できる [7) 8)]。

ほとんど今みたいに自家用の風呂がなくて、皆があの共同温泉に来て、共同温泉の前に、紫明館って、日野さんとこに 1 個湯があってな、上ん湯（うえんゆ）があんた方ん下ん方にもう 1 個あった。月星の前に、上ん湯っちゅうのがあってな。そこは普通の人は皆は入らんかって、なんぼか入りよったけどな。

調査により把握できた範囲で、湯の坪・中島共同温泉の最も古い建設作業は 1935（昭和 10）年頃に行われている。現共同温泉内には、1935（昭和 10）年 5 月 22 日の落成式の様子をおさめた写真が掲示されている。また、玄関横の「温泉新築寄附芳名碑（1936（昭和 11）年 8 月建設）」には寄付者 60 名以上の氏名が彫られており、中には宇佐や玖珠という地名も見られることから、地区内外からの寄付により共同温泉が建設されたことがうかがえる。また、当時の建設作業の様子を語った文章もあり、建設作業自体が周辺住民の手で行なわれたことが把握できる [9)]。当時の共同温泉（**写真 2-1**）の様子については以下のように述べられている [10)]。

「･･･ここはこげえ天井が高えし、湯気がこもらんごつ作りを凝らしちょるき、どげえつかっちょったってのぼするこたねえ。気持ちがいいばっかりじゃ。」･･･「そらもう、ここん湯に入っちから、他ん湯にゃ入られんちみんなよう言よる。･･･」

高い天井は湯の坪・中島共同温泉の特徴であり、建て替え後の現在の共同温泉（**写真 2-2**）もこの特徴は残している [11)]。

また、昭和 12 年には自然湧出の湯を用いて砂湯や滝湯、蒸湯がつくられ、洗濯場としても利用されていた [12) 13)]。さらに昭和 25 年頃には共同温泉の隣地に男女混浴の露天風呂ができ、内湯とともに利用されていた [14)]。

湯の坪・中島共同温泉には、当時地区に温泉がなかった中嶋地区や津江地区、さらに遠く佐土原地区の住民も利用しに来ており、自衛隊が駐屯するようになった昭和 30 年代には、利用者数はピークを迎えた [15) 16)]。一方、この頃になるとボーリング機械の発達により温泉の掘削が容易になったことから、個人でも温泉を掘削する人が増え、温泉の水位が低下した [17) 18)]。湯の坪・中島共同温泉でも、1963（昭和 38）年に温泉の増掘が行なわれている [19)]。

さらに、1970（昭和 45）年には保健所の要請を受け、露天風呂の上屋が建設され、男女別の外

湯となった[20) 21)]。設計の責任者は地区の住民であった[22)]。また建設にあたっては、公共事業の配当金が利用されたと思われる[23)]。その後、1995（平成 7）年の改築まで大規模な修繕や改築は把握できていない。

1995（平成 7）年の改築では、共同温泉の建て替えと露天風呂の撤去が行なわれた[24)]。建て替えにあたっては、1994（平成 6）年 11 月に「建設期成会」が設立された。総事業費は 4500 万円で、湯布院町、国土庁の助成と地区住民の寄付（寄付者 119 名・団体）によりまかなわれた[25)]。先述した天井の高い造りだけではなく、玄関のアプローチや建物内の造りまで、基本的には旧共同温泉のデザインを踏襲し、1995（平成 7）年 4 月に完成した[26)]。

その後、2004（平成 16）年には寄付によりタンクの取替えが行なわれた[27)]。また 2011（平成 23）年には、温泉の温度が低下したため、再ボーリングを行なっている[28)]。

写真 2-1　建て替え前の湯の坪・中島共同温泉[出典 1)]

写真 2-2　現在の湯の坪・中島共同温泉

2）維持管理体制

①利用、運営形態

湯の坪・中島共同温泉は天祖神社の所有である。これは任意団体では登記ができず、当時の所有者が天祖神社の名義を借りて登記を行なったためだと言われている[29)]。

現在、地区内で日常的に共同温泉を利用しているのは 30 世帯程で、その他地区住民が緊急的に利用したり、一般観光客が入浴することがある。日常的に利用している 30 世帯のうち、地付きの人は 10 世帯程で残りは湯布院外から引っ越してくる等して新規に利用するようになった人である。日常的な温泉利用者からは利用料として 2,000 円／月・戸を、一般観光客からは 200 円を徴収しており、利用料を支払っている日常的な温泉利用者については共同温泉内に名札がかけられている。また、共同温泉の管理利用組合[注1)] が存在しているが、その組合員については

組合っちゅうか、昔そんな風に皆が入りよったからね、組合員が誰と誰って特定はないんですね。地域の共同温泉という程度の認識ですよね。･･･あそこのあれを作り直したときに寄付した人が一応組合員みたいな感じですよね。

と述べられているように、名簿等は存在せず、「日常的に共同温泉を利用している人、寄付を行なった人が組合員」という認識が地区内にはある[30)]。また地区においては、寄付を行なった人は、自宅風呂の故障等で緊急的に共同温泉を利用する際には利用料を支払わずに利用しても良しと認識されている。組合員は明確ではないが、管理利用組合の「役員」は存在しており、湯の坪地区から 4 名、中嶋地区から 2 名選出される。現在、中嶋地区の住民でこの共同温泉を利用している人はいないが、共同で建設、利用していた頃の名残で、現在でも両地区で運営する形態をとっている[31) 32)]。役員の選出については、以下のように述べられていることから分かるように、その決定方法や決定プロセスは曖昧である[33)]。利用者の中から選出するという話であったが、お話を伺った浦田氏は、日常的な温泉利用者ではなく、毎月の利用料も支払っていないが、役員を務められており、地区内で融通を利かせることができると推測される。

まぁ、俺やめるよっちゅうと、代わりを誰か探さにゃちいう程度で。別にもう役員任期がなんぼとかっちいう決まったあれはないですね。

選出された役員の中からさらに互選で管理委員長と会計の役職が決定し、後述する日常的な維持管理については主にこの人たちが行なう。また、組合員が明確ではないため、利用管理組合の総会等は行なわれない。年に 1 回役員会が行なわれ、そこで会計報告や維持管理に関する協議事項を協議し、緊急で協議する事項が発生すれば、臨時で役員会を開催することもある。調査時にも、共同温泉玄関横に祀られていたお薬師様の石像が盗まれたため、臨時で役員会を開き、その対応について協議するとのことだった。

このように、利用者がお金を出し合い、また利用者の中から代表者を選出して共同温泉の運営を行なうというやり方については

昔で入った頃から、あそこは管理人と会計ちゅうのがあって。昔からやっぱり、いくらずつか出して、

維持管理、電気料とか何とか。

と述べられているように、以前から行なわれていた運営形態である[34)]。

②共同温泉に関わる活動とその主体

浴槽や脱衣所、建物周囲等の毎日の清掃（**写真 2-3**）は、掃除人に委託している。現在委託されている掃除人は、実際に共同温泉近所に居住し、日常的に共同温泉を利用されている方である。以前は、利用者の中で交代制で行なっていたが、きちんと掃除する人もいればお湯を抜き替えるだけの人もおり、スムーズに機能しなかったため、掃除人を雇用するようになった。電球の取替え等の軽微な修繕や修理については随時、管理委員長と会計が相談して実施することとなっている[35)]。

その他、共同温泉の維持管理に関わる活動としては、1）で記述したような再ボーリングや建て替えがあげられる。その作業主体について見ると、1935（昭和 10）年の建設作業は地区住民によって行われ、1995（平成 7）年の建て替え作業は地元の建設会社が行なったことが把握できている[36) 37)]。その他の作業については作業主体が明確ではないが、近年行なわれたものに限って言えば、規模が大きく、専門作業が必要になってくるこのような活動については業者に委託していたと推測できる。また、それぞれの費用について見ると、1935（昭和 10）年の建設は寄付金、1970（昭和 45）年の露天風呂上屋建設は公共事業の配当金、1995（平成 7）年の建て替えは寄付金と補助金、2004（平成 16）のタンク取替えは寄付金、2011（平成 23）年の再ボーリングは積立金（150～160 万円）によってまかなわれている。その形態は様々だが、基本的には利用者や以前の利用者等が積立金、寄付金という形で費用を負担し、改築等の特に金額が大きい場合には行政の補助金を得ているということが把握できる[38) 39) 40)]。

写真 2-3　お薬師様周辺を掃除する様子

3）まとめ

湯の坪・中島共同温泉の維持管理主体は湯の坪地区、中嶋地区の住民により組織されている「温泉管理利用組合」である。維持管理に関わる活動には、毎日の掃除のような頻度の高い活動から、再ボーリングや建て替え等のように頻度の低い活動まで様々あり、その活動の主体、費用負担の主体は活動内容に応じて変化している。湯の坪・中島共同温泉の関係者の構成と、活動の頻度による主体の変化の概要を**図 2-1** に示す。組合役員は基本的には利用者の中から選出されるが、浦田氏のような例外も存在する。組合や役員は存在するが、組合員の範囲は明確ではなく「日常的に共同温泉を利用している人、寄付を行なった人が組合員」という認識のため、総会等も行なわれず、共同温泉に関わる協議事項は基本的には役員会で協議、決定がなされる。

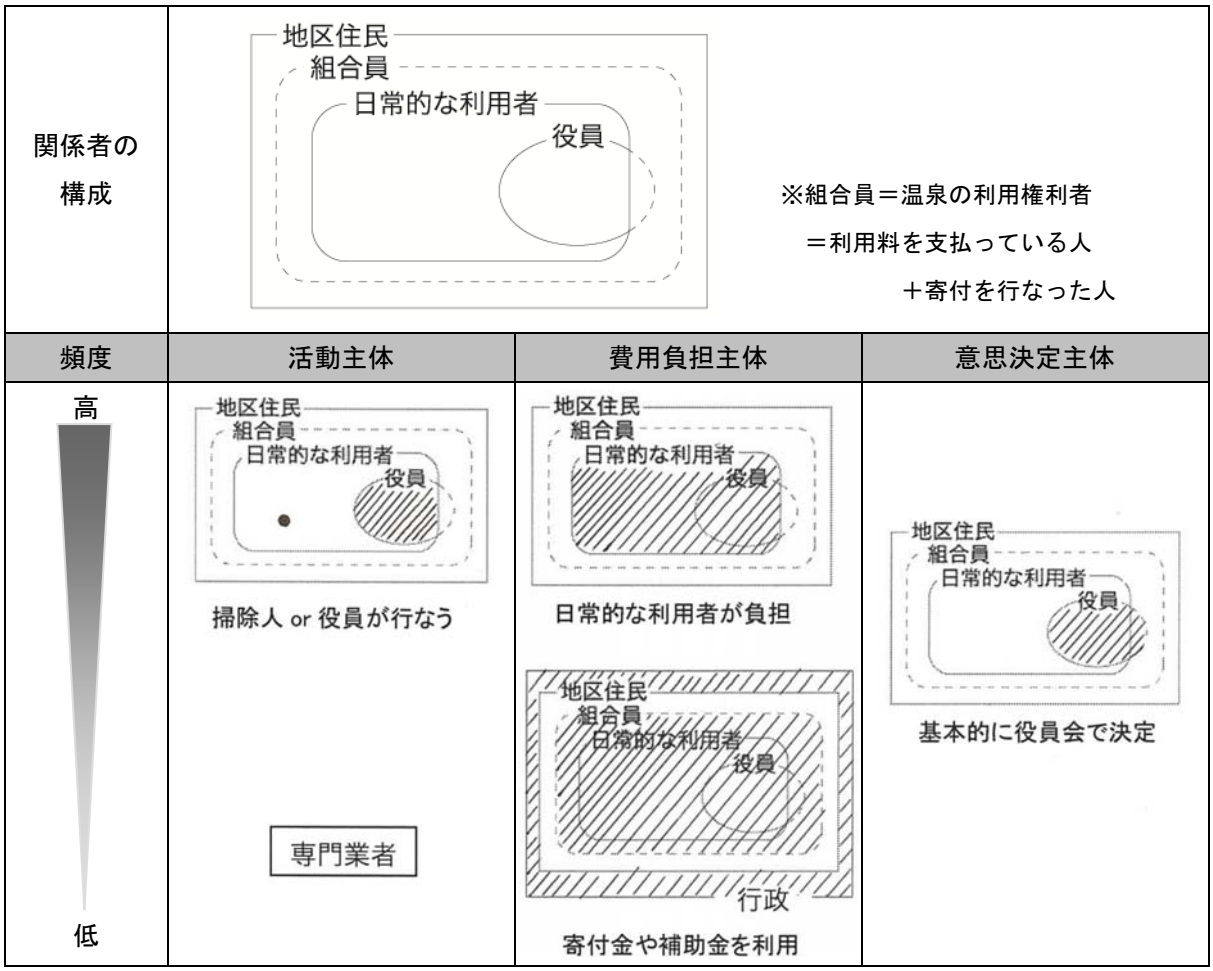

図 2-1　湯の坪・中島共同温泉の関係者の構成と主体の変化

2-3. 岳本温泉[注2)]（堂本の湯、下ん湯、新湯）

1）変遷

岳本地区も湯の坪地区同様、お湯が豊富な地区で、温泉が自噴している箇所や、少し掘れば温泉が湧き上がる箇所が多くあった[41)]。江戸時代には宿場が形成されており、宿泊客の行水湯に用いられていた[42)]。岳本温泉の中で最も古いのは堂本の湯、次が下ん湯である。1891（明治 24）年以降に記されたとされる文書には「岳下湯」として下ん湯が紹介されており[43)]、この頃にはすでに堂本の湯と下ん湯は存在していたと考えられるが、いずれも詳細な建設年等は今回の調査では把握できなかった。下ん湯と堂本の湯はいずれも男女混浴であったため、大正末～昭和初期に男女別に入浴ができる新湯が建設された[44)]。この頃の新湯は木造 2 階建てで、地区の集会所施設も兼ねていた[45)]。

下ん湯に関する以下のような記述から分かるように、以前の下ん湯は金鱗湖やハエ川とひと続きで、そこを行き交う子どもたちで賑わっていたことがうかがえる[46) 47) 48)]。

「昔はこん露天の方は川じゃったんじゃ。川と続いちょったんじゃ。それを油屋熊八ちゅう氏が川と一緒じゃっちからよごるるとか何とか言うち湯を上にあげち、いましちょるごつ、あっこをせいたんじゃ。」そう言って佐藤保さんは露天風呂の方のブロック塀を指した。

「私たちが子供の頃は下ん湯と金鱗湖の水面が一緒だったから、湯船の中に魚がよく入ってきていました」

この下ん湯の露天風呂では泳ぎ疲れた子供たちが体をぬくめる。それが 20 数年前までの夏の風物詩だった。

昭和 40 年代頃には新湯の改築が行われ、コンクリート 2 階建て構造となり、堂本の湯との間に炊事場も設けられた[49)]。この頃までは、津江地区の住民も岳本地区の共同温泉を利用しに来ていた。地区外からの利用者としては、日出生台で演習を行なう自衛隊の利用も多かった。ただし、自衛隊に開放していたのは下ん湯のみで、堂本の湯、新湯は地区の住民のみが利用できた[50)]。

昭和の終わり頃には、下ん湯の改築が行なわれている。当時は釘を一本も使用していない逆葺きの小屋だったものを今のスタイルに改築した[51)]。その後、2000（平成 12）年まで大規模な改修は確認できていない。2000（平成 12）年 10 月には、建物の傷みと老朽化のため堂本の湯が改築された[52)]。また 2009（平成 21）年 4 月頃には、下ん湯屋根の葺き替えが行なわれた。

2）維持管理体制

①利用、運営形態

岳本地区の共同温泉は 3 箇所とも天祖神社の所有である。現在、地区内での日常的な利用者は 130～140 名程で、そのほとんどが町営住宅や借家に移り住んで来た外部の人で、地付きの人で今でも利用しているはごく一部である。また、下ん湯への一般観光客の入浴がある。一般観光客の入浴は下ん湯のみ許可されている。これは、堂本の湯、新湯は入る人が固定化されていること、自衛隊等へも下ん湯のみ開放してきた経緯等から、下ん湯は比較的オープンな共同温泉として地区で認識されていることによる[53]。

共同温泉の運営、維持管理に関しては、2003（平成 15）年に「温泉利用組合」という組織ができた。設立にあたっては以下のように述べられている[54]。

先に昔から入りょった人がおって、段々段々町営住宅できたり、よそから来た人は、やっぱり入れるということで入り出したけん、今度やっぱり色々ああやこうや問題が起こってくるんな。で、昔は入る人と昔からおった人と、持ち主が一緒やったから、色々文句言わんで、何かあったらそうじゃなっち言ってみんなに奉加帳回して。まぁ、ある程度部外者はこんくらい、とにかくみんな一様に金出してもろたりして、どっかしようとか、ちょっと屋根が悪なったけん屋根変えようとか。そういうことは全部みんなで出しおうてしよったわけ。そりゃ多少の差はある。だけど今度は、アパートやら入れ出したら、その奉加帳回すと、結局地元の人ばっかしがうんと払わなんわけ。私んとこ転勤するからとかな。そげな人は入るのは毎日入るくせに、さぁ寄付ごととかなると金を出さん、出し渋るんよ。だけんそれじゃいかんっちゅうことで、･･･だけん温泉利用組合っちゅうのを別個に。元々の持ち主から一応借りて、地元の人もおるんやけど、温泉を元々持っちょる権利がある人から、温泉利用、ただ利用するだけ。そん代わり維持管理は私たちがしますから、利用させて下さいっちゅう利用組合を別個につくってな。

以上から分かるように、よそから移り住んできた新規利用者が増えたことによる問題が発生したため「温泉利用組合」をつくるに至った。発足にあたっては準備委員会が開かれ、組合の名称や規約のタタキがつくられ、最終的には総会にて協議、承認された。年に 1 回 4 月に、温泉利用組合の総会が開催され、会計報告や屋根の葺き替え等の維持管理に関する相談、協議が行なわれる。利用料金の値上げについても、総会で協議、決定された。緊急で協議すべき事項が発生した場合等、役員会で協議を行い、総会で事後報告を行なうこともあるが、基本的には総会でものごとが決定される。

温泉利用組合の規約により、組合長、副組合長、集金理事、温泉管理理事等の役職が設定されている。役員の任期は 3 年で、後任者の決定については

そん時、もうだいたいな、今度あんたじゃわいっちゅうもんで。

とあるように、全体の雰囲気で決めるという、曖昧なプロセスによって決まる[55]。

現在、日常的な利用者からは 300 円／月・人、観光客からは 200 円を利用料として徴収している。また、日常的には利用していない地元の人が 20～30 人程度、協力金として一口分の利用料を

支払っている場合もある。これに関しては以下のように述べられており、地区住民の共同温泉に対する思いがうかがい知れる[56]。

･･･風呂にも入りよらん人が、「あーやっぱ俺たちん温泉やけんの」っち言うて、その人がやっぱり金出しての･･･

このように協力金を出している人は温泉を利用することができるが、

ずっと入りょらんから、こっちがよそ者みたいに、誰こいつって。俺がたん風呂ぞって言いてんやけど、あんた誰っちゅうような顔してな。こっちの方が恥ずかしい、入りきらん。やけん今ずーっと入りよる人のような風呂になってしもた。

と述べられているように、実際に利用している人はほとんどいない[57]。ただし、孫や親戚等がたまに入浴することは地区内でも認められている。

温泉利用組合ができる以前は、自治委員が温泉の役員と会計を指名して、その人たちが運営、維持管理を行なっていた。手法はほとんど現在と同じで、当時の活動内容を参考に現在の規約がつくられた[58]。

②共同温泉に関わる活動とその主体

3 箇所の共同温泉の毎日の掃除は、掃除人に委託している。現在委託されている掃除人は、岳本地区の住民で日常的に共同温泉を利用されている方である。以前は、利用者でグループをつくって当番制で行なっていたが、湯の坪地区同様、中にはずるをする人がいたり、掃除の時間帯に個人差があり温泉利用に支障が出る等の問題が発生したため、特定の掃除人を雇用するようになった。掃除人の給料をまかなうため、利用料を徴収するようになった。掃除以外の、軽微な修繕や修理は温泉管理理事が担当する。日常的に温泉を利用している人しか対応できない問題もあるため、温泉管理理事には実際に温泉を利用している人が就くことになっている。コンプレッサーの管理は業者に委託しており、交換が必要になった際は皆で相談をする[59]。

日常的な活動の他には、大雨後の掃除や年末の大掃除がある。毎日の掃除は掃除人が行なうが、掃除人だけでは対処ができない状況では、皆で出て掃除を行なう。年末の大掃除は年中行事になっているが、大雨後の掃除や植木の剪定等は必要に応じて呼びかけて活動を行なう[60]。

さらに規模が大きい、屋根の葺き替えや改築のうち、作業主体が明確なものは 2000（平成 12）年の堂本の湯建て替えと、2009（平成 21）年の屋根の葺き替えで、いずれも専門業者が作業を行なっている。屋根の葺き替えでは、役員が地上の片付け作業の手伝いを行なった。地区内に専門業者がいた頃は、専門作業を要する大規模な修繕や修理においても地区内で作業分担が可能だったと推測されるが、現在は専門業者に委託することがほとんどだと思われる。また、その費用負担については、堂本の湯建て替え、屋根葺き替えいずれも積立金の他に、町や県の補助金を利用していることが明らかとなった[61][62]。

3）まとめ

岳本温泉の維持管理主体は「温泉利用組合」である。岳本温泉の関係者の構成と、活動の頻度による主体の変化の概要を**図 2-2** に示す。組合役員は地区から選出される。日常的には共同温泉を利用していない人も一部費用を負担する仕組みとなっているが、地区住民の中に「自分たちの温泉」という意識があること、費用を負担しないと温泉を利用する権利がなくなってしまうことから、この仕組みは機能している。意思決定に関しては、頻度の高い事項、緊急性の高い事項については役員のみで決定することもあるが、基本的には総会で行なわれる。

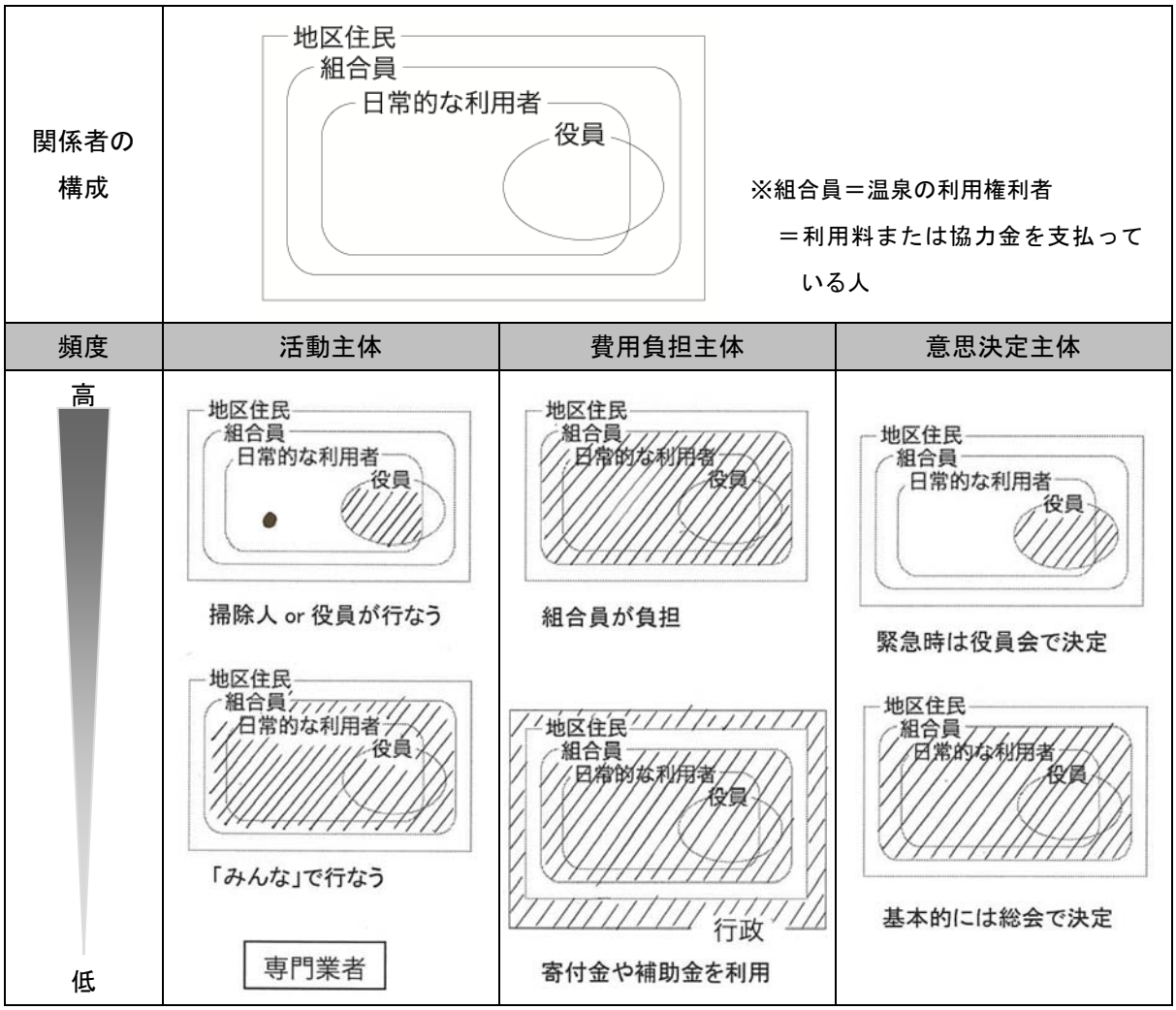

図 2-2　岳本温泉の関係者の構成と主体の変化

2-4. 津江共同温泉

1）変遷

津江地区は、元々温泉が自噴していない地区であったので、共同温泉ができる以前は岳本地区、湯の坪地区の共同温泉を利用、管理していた。津江地区に共同温泉が建設されたのは 1969（昭和 44）年 4 月である。以前から温泉を掘ろうという声はあったものの、費用がかかるため着手できずにいたところ、温湯区共有の土地を売却した際の配当金が支給されたので共同温泉を建設する運びとなった。これに関しては以下のように述べられており、地区住民のほとんどが共同温泉を必要としていたことが分かる[63]。

それで、温泉がないから、そのお金で温泉を掘ろうと、土地を買うて。それの方が皆のためになるっちことで。

地区のみんなが集まりやすい場所ということで、地区の中心部である現在の位置に建設された。1969（昭和 44）年の完成以降、現在まで、再ボーリングや建て替え等、大規模な手直しは行なわれていない[64]。

2）維持管理体制

①利用、運営形態

津江共同温泉の土地と建物は地区の代表者個人が所有している。これはボーリングを行なう際に代表者を決める必要があったからである。この代表者については

自治委員とかはないですね。ただ、その土地の世話の好きな人とか長老ですね、皆に慕われてる人、あんたやったらいいだろうって。

と述べられているように、地区での合意によって決められている[65]。また、温泉の所有者は地区の代表者ほか 32 名となっている。これは、共同温泉建設の際に配当金だけでは資金が足りず、共同温泉を利用する予定の世帯から分担金を徴収したという経緯から、その人たちも含めた名義で登記を行なっているためである。分担金を支払ったのは、当時の地区住民ほぼ全員であった[66]。

一般観光客の入浴はできないので、現在日常的に共同温泉を利用しているのは地区内の 10 世帯程である。日常的に利用している世帯からは 200 円／月・人の利用料を徴収している。また、これとは別に権利金として基本料 3,600 円／年・戸の徴収がある。これは日常的には共同温泉を利用しない人であっても、温泉の権利を維持するために支払う。温泉の所有者になっている 33 世帯のうち、現在でも津江地区に住んでいる 23 世帯程が支払っており、権利がなくなると、自宅風呂が故障した際や緊急時に共同温泉の利用ができない。利用料や基本料を集金したり、税金を納入したりするための会計役は、利用者が毎年当番制で担当している。共同温泉利用者や権利者のみが集まる総会等はなく、毎年 11 月の地区総会時に必要があれば議題にあげるという方法をとっている[67]。基本的には、日常的な利用者が少数であるため、必要に応じて隣近所に相談する等して、随時話し合いを行なっている。

②共同温泉に関わる活動とその主体

毎日の掃除は日常的な利用者 10 世帯が当番制で行なっている。共同温泉内には**写真 2-3** のように、掃除道具が並べられていた。お話を伺った佐藤氏は日常的な利用者ではないものの、自宅が共同温泉に近い、たまに利用するという理由から、掃除当番に加わっている。掃除の時間は決められているわけではないが、午前中のうちに掃除をするのが暗黙のルールとなっている。その他、電球の交換やコンプレッサーの日常的な管理についても、毎日の利用や掃除の中で随時維持管理を行なっている。このように、利用者が当番制で日常的な維持管理を行なうのは、建設当初から変わらないスタイルである[68)]。

10 年に 1 回程度のコンプレッサーの交換が、ほとんど唯一の大規模な修繕である。基本的には会計役が作業を担当するが、

全然そういうのよぉ分からん人やったら、うち近いから、うちにちょっとどげんしようかって相談に来るから。そしたら何人かに言うて、そりゃはよしようやっちことで、パッパパッパしていかんと。

と述べられているように、必要に応じて数名に相談し決定する場合もある[69)]。

この他、共同温泉に関わる活動としては、新規利用者の対応がある。これに関しても基本的には会計役が担当する。加入の認可については

会計さんに相談行って、皆に言って、そりゃいいわっちことになれば。

と述べられているように、その決定主体や決定プロセスは非常に曖昧である[70)]。

写真 2-3　津江共同温泉の脱衣所

3）まとめ

津江共同温泉の維持管理主体は日常的な温泉利用者である。津江共同温泉の関係者の構成と、活動の主体の概要を**図 2-3** に示す。会計役は基本的には日常的な利用者の中から当番制で選出されるが、佐藤氏のような例外も存在する。関係者の人数が少ないため、利用者全員で労力や費用を負担するのが基本である。共同温泉のための総会や会議はなく、その時々で「何人か」や「みんな」に相談し意思決定が行なわれる。必要があれば利用者が集まる場で協議、決定することもある。

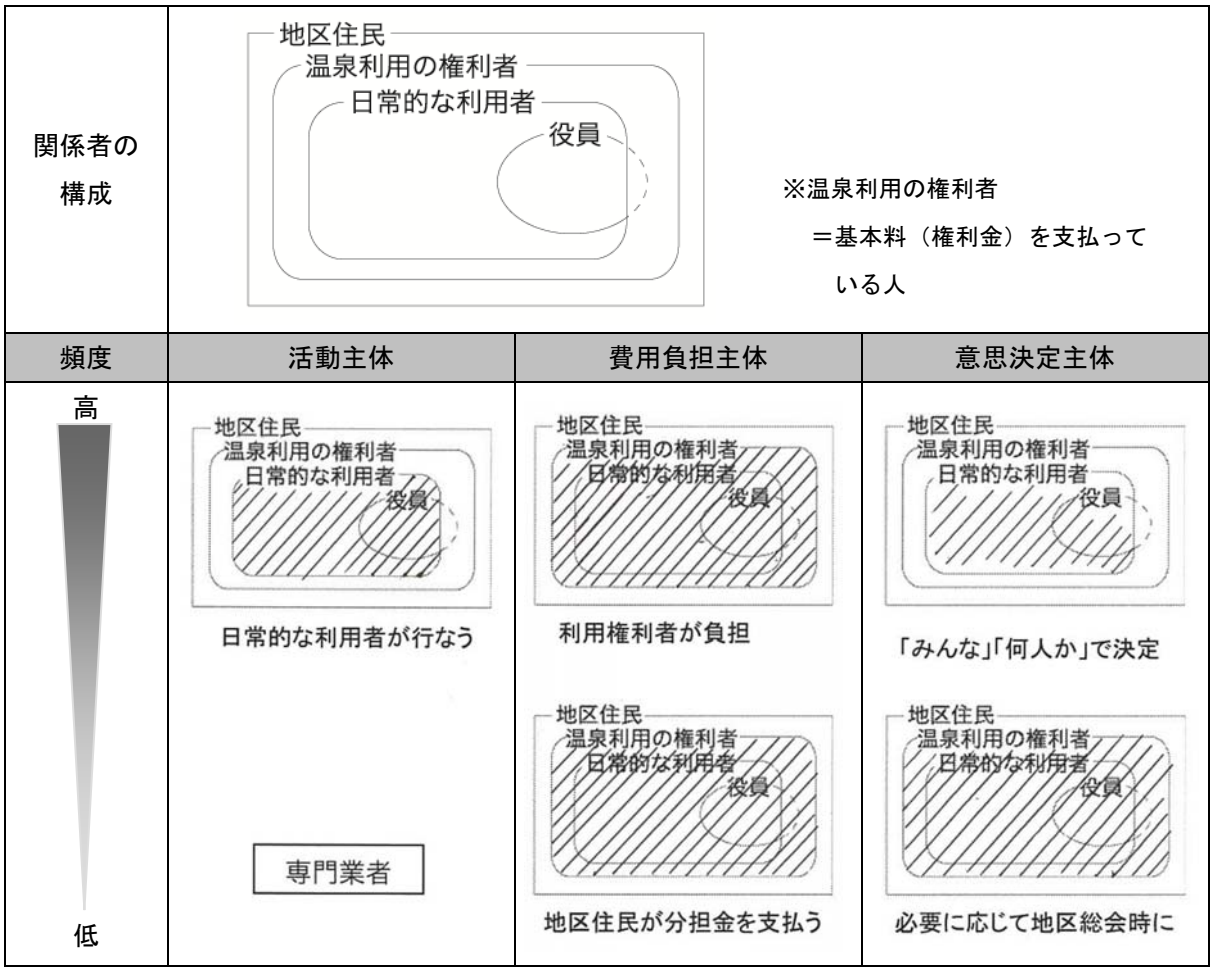

図 2-3　津江共同温泉の関係者の構成と主体の変化

2-5. 中島共同温泉

1）変遷

中嶋地区は津江地区同様、温泉が自噴していない地区であったため、かつては湯の坪・中島共同温泉を利用していた。中嶋地区に共同温泉ができたのは、昭和 44 年 3 月である。温湯区共有の土地を売却した際に支給された配当金を利用して、温泉を掘削し共同温泉を建設した[71]。土地は地区住民が無償で提供した[72]。当時、共同温泉建設以外に配当金を利用する話があがらなかったことからも、共同温泉建設を地区住民が強く望んでいたことがうかがえる[73]。昭和 44 年の建設から現在までに行なわれた大規模な修繕は、1996（平成 8）年の再ボーリングのみである[74]。

2）維持管理体制

①利用、運営形態

中島共同温泉は、中嶋部落温泉組合の所有である。現在、地区内で共同温泉を利用しているのは 7 世帯で、全て地付きの人である。建設当初は地区のほとんどの家庭が共同温泉を利用していたと考えられるので、約 50 世帯が利用していたことになる。一般観光客等の入浴は禁止されているわけではないが、観光客の入浴は不可との認識が一般的に広がっており入浴客はいない。建設当初は無料で入浴できたが、1971（昭和 46）年より維持管理のため 1,000 円／月・戸を徴収するようになった。会計役が存在するが、津江地区同様、利用者が毎年当番制で担当している。定期的な総会等はなく、緊急の場合のみ利用者が集まって話し合うという方法がとられている[75]。

②共同温泉に関わる活動とその主体

毎日の清掃、日常的な維持管理等は、利用者が当番制で行なっている。その他、共同温泉の井維持管理に関わる活動としては、1996（平成 8）年の再ボーリングがあげられる[76]。専門作業を要するため、専門業者が作業を行なったと考えられる。工事費用は地区で集金が行なわれた。

3）まとめ

中島共同温泉の維持管理主体は、津江共同温泉同様、日常的な温泉利用者である。関係者の構成と、活動の主体の概要を**図 2-4** に示す。会計役は日常的な利用者の中から当番制で選出される。関係者の人数が少ないため、基本的には利用者全員で労力や費用を負担している。共同温泉のための総会はなく、必要に応じて利用者が集まって協議、決定を行なう仕組みとなっている。

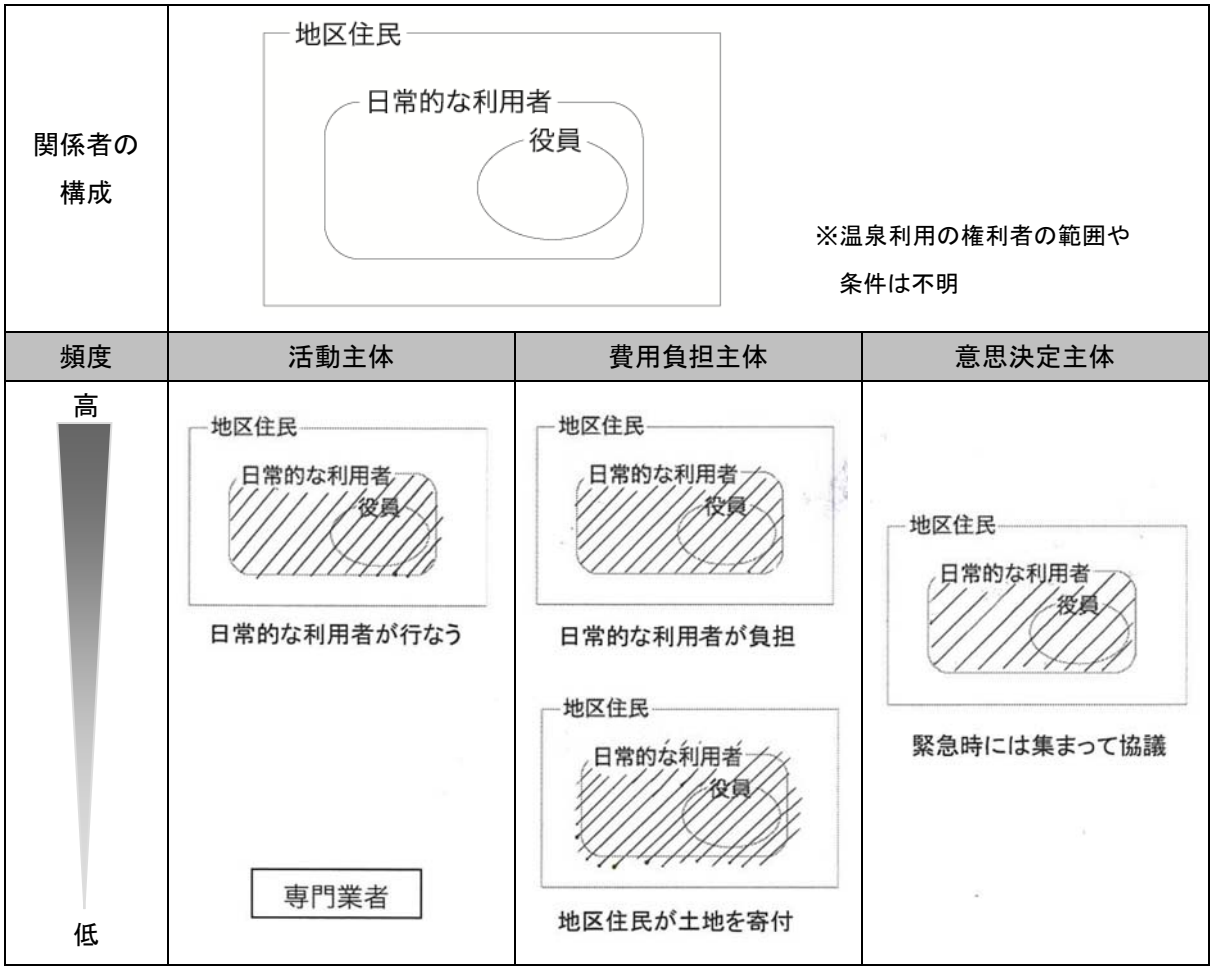

図 2-4　中島共同温泉の関係者の構成と主体の変化

2-6. 共同温泉の維持管理体制の特性

2-6-1. 共同温泉の関係者

共同温泉の関係者には、①地区住民、②日常的な温泉利用者、③温泉利用の権利者、④温泉所有の権利者が存在しており、この中から代表者や役員が選出されることもある。このうち④温泉所有の権利者に関しては、共同温泉の成立経緯や、相続の問題から明確でない場合もある。一般的に「権利者」と呼んでいるものが、③温泉利用の権利者と④温泉所有の権利者のどちらを指しているかは曖昧である。

各地区の①～③の関係性は、**図 2-5** に示すように、概ね同じような基本構成となっていることが明らかとなった。しかし、③温泉利用の権利者となる条件や、役員の選出のされ方には地区による違いがある。例えば、温泉利用の権利者は、湯の坪・中島共同温泉では「毎月の利用料を支払っている人または寄付を行なった人[注 3)]」、岳本温泉では「毎月利用料または協力金を支払っている人」、津江共同温泉では「権利金を支払っている人」となっている。役員については、湯の坪・中島共同温泉、津江共同温泉、中島共同温泉では②日常的な温泉利用者から選出あるいは当番制で担当するが、岳本温泉ではその範囲にとどまらず選出される。また湯の坪・中島共同温泉、津江共同温泉地区については、②日常的な温泉利用者から選出されることにはなっているが、お話をうかがった浦田氏や佐藤氏のように、日常的に共同温泉を利用しないにも関わらず役員を務めている場合もあり、融通の利く範囲が存在していることが確認できた。

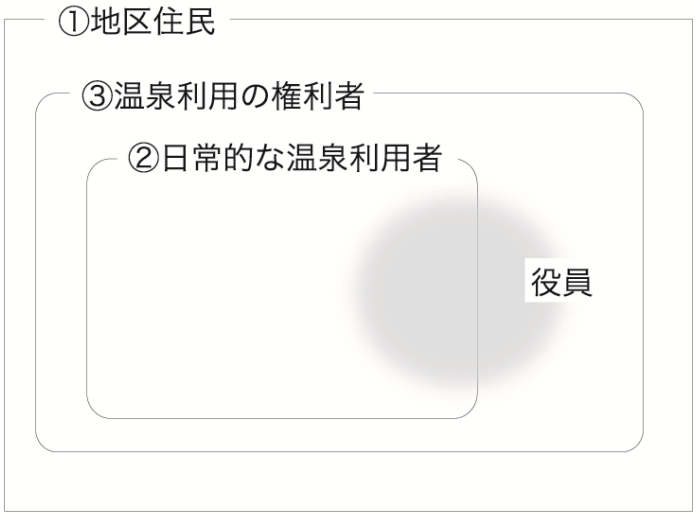

図 2-5　共同温泉の関係者の構成

2-6-2. 維持管理の活動と主体

共同温泉に関わる活動の主体には、実際に活動する「活動主体」、活動にかかる費用を負担する「費用負担主体」、活動の実施の有無やその内容に関して意思決定を行なう「意思決定主体」が存在している。

さらにその活動は毎日の掃除や再ボーリング、改築等の「維持管理活動」と、利用料徴収、会計報告、役員選出等の「事務運営活動」に大別され、ほとんど毎日行なう活動から、数ヶ月に 1 度行なうもの、年に 1 度行なうもの、数年に 1 度行なうもの、数十年に 1 度行うもの等と、頻度の高い「日常的な活動」から頻度が低い「非日常的な活動」まで様々あることが把握できた。

各共同温泉の「維持管理活動」の活動内容と主体の比較を**表 2-1～2-3** に、「事務運営活動」の活動内容とその意思決定主体・プロセスの比較を**表 2-4** に示す。共同温泉の日常的な維持管理活動の「活動主体」は日常的な温泉利用者やその代表者が、「費用負担主体」は日常的な温泉利用者や利用権利者が担う傾向がある。非日常的な維持管理活動になるにつれて専門作業が発生し、負担金額も大きくなるため「活動主体」は専門業者が、「費用負担主体」は寄付者や行政が担うようになる。このような傾向は全地区において共通している。一方、**表 2-3**、**2-4** より「意思決定主体」や意思決定のプロセスには地区による違いがあることが確認でき、地区特有の合意形成プロセスの存在を把握できる。

表2-1　維持管理活動の活動主体

頻度		湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	毎日の掃除	以前はみんなで交代制で 現在は掃除人を雇用	以前はみんなで交代制 現在は掃除人を雇用	利用者で当番制	利用者で当番制
	軽微な修繕 （電球の交換等）	役員（長、会計）	役員（温泉管理理事）	利用者	利用者
	突発的な出来事 （大雨後の掃除等）	（該当活動なし）	みんな	（該当活動なし）	（未調査）
	年中行事	（該当活動なし）	みんな	（該当活動なし）	（該当活動なし）
	コンプレッサー交換	（未調査）	業者	業者 対応は会計役	（業者？）
	大規模な修繕 （再ボーリング、屋根の葺き替え等）	業者（？）	以前はみんなで交代制 近年は業者 場合によって役員が手伝い	（該当活動なし）	（業者？）
低	建設、改築	以前はみんなで 近年は業者	以前はみんなで 近年は業者	業者	（業者？）

表2-2　維持管理活動の費用負担主体

頻度		湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	毎日の掃除	利用者	組合員（利用者＋利用権利者）	利用者 権利者	利用者
	軽微な修繕 （電球の交換等）	〃	〃	〃	利用者
	突発的な出来事 （大雨後の掃除等）	（該当活動なし）	〃	（該当活動なし）	（未調査）
	年中行事	（該当活動なし）	〃	（該当活動なし）	（該当活動なし）
	コンプレッサー交換	利用者	〃	〃	利用者
	大規模な修繕 （再ボーリング、屋根の葺き替え等）	利用者 寄付者	組合員 県・町	（該当活動なし）	地区の人
低	建設、改築	寄付者 国・市	組合員 市	配当金 地区住民	配当金 土地は地区住民が提供

表2-3　維持管理活動の意思決定主体とプロセス

頻度		湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	毎日の掃除	掃除人の雇用について：みんな	掃除人の雇用について：みんな	特になし(昔から当番制) ただし、掃除の時間は暗黙のルールで決まっている	特になし(昔から当番制た)
	軽微な修繕 （電球の交換等）	必要に応じて活動する 必要な場合は役員間で相談	必要に応じて活動する 役員が行なうことは規約で規定されている	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する
	突発的な出来事 （大雨後の掃除等）	(該当活動なし)	必要に応じて活動する 場合によって、役員間で相談	(該当活動なし)	(未調査)
	年中行事	(該当活動なし)	特になし (なぜ始まったかは未調査)	(該当活動なし)	(該当活動なし)
	コンプレッサー交換	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する 必要な場合はみんなで相談	必要に応じて活動する 場合によって、何人かに相談	必要に応じて活動する
	大規模な修繕 （再ボーリング、屋根の葺き替え等）	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する 必要な場合は総会で決定	(該当活動なし)	必要に応じて活動する
低	建設、改築	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する	元々地区の希望があった	元々地区の希望があった

表2-4　事務運営活動の意思決定主体とプロセス

頻度		湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	会計報告	年1回の役員会で報告	年1回の総会で報告	(該当活動なし)	(該当活動なし)
	役員・役職の決定	前任者が後任者(役員)を探す 役職は役員間で互選で決定	みんなの雰囲気で決定	当番制	当番制
	その他話し合い	必要に応じて役員会にて協議、決定	基本的には総会で決定 場合によって、役員会で決定後、総会で事後報告	必要に応じて相談 みんなの了解で決定	緊急の場合は利用者で集まる
	新規利用者の対応	(未調査)	特になし(役員が対応)	みんなに相談 みんなの了解で決定	(未調査)
	料金設定・値上げ	(未調査)	当初はみんなで決定 値上げ時は総会にて決定	(未調査)	(未調査)
	登記	当時の所有者が天祖神社名義で登記	天祖神社名義で登記	代表者が代表者名義で登記 代表者はみんなの雰囲気で決定	中嶋部落温泉組合名義で登記 (決定プロセスについては未調査)
低	規約内容、名称決定	(該当活動なし)	総会で協議、決定	(該当活動なし)	(未調査)

2-7. 小結

4 つの共同温泉の維持管理体制を明らかにし、地区によって、組合の有無、役員の選出方法、温泉利用の権利が与えられる条件等、共同温泉の利用、運営形態や維持管理体制が異なることを把握した。

各共同温泉に関わる活動は「維持管理活動」と「事務運営活動」に分類され、それぞれ頻度の高い活動から低い活動まで様々存在する。また、それらに関係する主体には「活動主体」「費用負担主体」「意思決定主体」が存在し、このうち「活動主体」「費用負担主体」は活動の頻度により変化する。これは 4 地区に共通する傾向であるが、「意思決定主体」と意思決定のプロセスには地区による相違が確認できた。

注釈

注1)　湯の坪・中島共同温泉の入り口看板には「ゆのつぼ温泉管理利用組合」との表記がある。

注2)　本研究では、岳本地区に存在する 3 箇所の共同温泉を総称して「岳本温泉」と呼ぶ。

注3)　寄付を行なった人については、数回の入浴は無料だが頻度が増えると毎月の利用料が必要になる。

出典

出典 1）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 406, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

参考文献

2-1. 共同温泉の概歴

1）～2）八川氏ヒアリング結果

3）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 430, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

4）八川氏ヒアリング結果

2-2. 湯の坪・中島共同温泉

5）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 639, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

6）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, pp. 406-407, p. 638, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

7）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 698, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

8）浦田氏ヒアリング結果

9) 大分県湯布院町役場広報公聴係：広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌（第 2 巻）, p. 557, 湯布院町, 1995

10) 大分県湯布院町役場広報公聴係：広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌（第 2 巻）, p. 557, 湯布院町, 1995

11）浦田氏ヒアリング結果

12）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 718, 湯布院町誌刊行期成会, 1989

13）～15）浦田氏ヒアリング結果

16）総務課広報公聴係：My Town　湯布院 vol. 3, p. 5, 湯布院町, 1995

17) 大分県湯布院町役場広報公聴係：広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌（第 2 巻）, p. 557, 湯布院町, 1995

18）浦田氏ヒアリング結果

19）温泉増堀記念碑

20) 大分県湯布院町役場広報公聴係：広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌（第 2 巻）, p. 557, 湯布院町, 1995

21）～22）総務課広報公聴係：My Town　湯布院 vol. 3, p. 5, 湯布院町, 1995

23）八川氏ヒアリング結果

24）浦田氏ヒアリング結果

25）湯の坪中島共同温泉改築記念碑

26）～30）浦田氏ヒアリング結果

31）浦田氏アンケート結果

32）～35）浦田氏ヒアリング結果

36)大分県湯布院町役場広報公聴係:広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌(第 2 巻),p.557,湯布院町，1995

37）浦田氏ヒアリング結果

38）温泉新築寄附芳名碑

39）八川氏ヒアリング結果

40）浦田氏ヒアリング結果

2-3. 岳本温泉

41）八川氏ヒアリング結果

42）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）,p.430,p.926,湯布院町誌刊行期成会,1989

43）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）,p.640,湯布院町誌刊行期成会,1989

44）総務課広報公聴係：My Town　湯布院 vol.3,p.3，湯布院町，1995

45）八川氏ヒアリング結果

46)大分県湯布院町役場広報公聴係:広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌(第 2 巻),p.575,湯布院町，1995

47）総務課広報公聴係：My Town　湯布院 vol.3,p.3，湯布院町，1995

48)大分県湯布院町役場広報公聴係:広報ゆふいん縮刷版湯布院町 40 周年記念誌(第 2 巻),p.575,湯布院町，1995

49）～50）八川氏ヒアリング結果

51）総務課広報公聴係：My Town　湯布院 vol.3,p.3，湯布院町，1995

52）湯布院町総合政策局広報広聴班：広報ゆふいん縮刷版湯布院町 50 周年記念誌,p.278,大分県湯布院町，2005

53）～60）八川氏ヒアリング結果

61）湯布院町総合政策局広報広聴班：広報ゆふいん縮刷版湯布院町 50 周年記念誌,p.278,大分県湯布院町，2005

62）八川氏ヒアリング結果

2-4. 津江共同温泉

63）～70）佐藤氏ヒアリング結果

2-5. 中島共同温泉

71）八川氏ヒアリング結果

72）総務課広報公聴係：My Town　湯布院 vol.3,p.5，湯布院町，1995

73）～76）浦田氏ヒアリング結果

第 3 章 天祖神社の維持管理体制

本章では、天祖神社の変遷と維持管理体制を整理する。

1）変遷

天祖神社は金鱗湖の近くに位置し、中央に天祖神、向かって右に八坂神社、左に金比羅神社を祀っている。主祭神は 天御中主命（あめのみなかぬし） である。景行天皇が親征の折に由布川水源に天祖の神廟を創建させた[1)]。

社殿内には、修理や整備工事記念の木版が掲げられており、確認できる範囲で、1985（昭和 60）年に舞殿瓦葺替工事、1988（昭和 63）年に神楽殿増築、1992（平成 4）年に神楽殿床修理、2007（平成 19）年に境内整備工事と、比較的規模の大きな補修工事が実施されていることが把握できる。

2）維持管理体制

①利用、運営形態

温湯区民はほぼ全員が天祖神社の氏子だという共通認識があり、祭典費 500 円／戸を全戸から徴収している。これとお賽銭、おみくじ代が主な収入源となっている。

各地区から宮総代と呼ばれる代表者を選出し、主な運営、維持管理は宮総代が行なう。湯の坪地区、岳本地区、津江地区から 2 名ずつ、中嶋地区、枝温湯地区[注 1)] から 1 名ずつ選出される。任期は 3 年である。地区からの宮総代の選出方法は各地区によるが、概ね年功序列で後任者が決まるようである。さらに、8 名の宮総代の中から総代長と会計を互選により決定する。運営、維持管理に関わる意思決定については、以下のように述べられているよう、宮総代が行なう[2)]。

今年は何するかとかな、屋根傷んだけん屋根修繕した方がいいなとか、そういう諸々があるわな。それは皆で、総代さんが相談しおうて、今金もあるし、それでするかとかな。･･･お祭りの時とか、緊急なことがあればちょっと寄ろかって、8 人くらいやけんな。連絡し合って寄るとか。

②天祖神社に関わる活動とその主体

境内の清掃は宮総代が年 3 回の祭事前に行なっているほか、津江、岳本地区の老人会が月に 1 回程度行なっている。また、台風や大雨後には宮総代が集まり、片づけを行なう。この他、日常的な維持管理については以下のようにも述べられている[3)]。

総代さんも、気が付いたら「あ、ちょっとお宮があんまりあれやな」って、皆に相談せんでも一人で来てな、ちゃちゃっと掃除する人もあるし。･･･だけん、総代さんの中で気が付いた人がするわ、そんなことはな。･･･通りがかりの地区の人が、ちょろちょろっと歩きよる人が来て、ちょっと掃除しようかって。掃除は、床の下に入っちょるけんな、ほうきが、引っ張り出して。それをすりゃ、誰でもできるんやけん。だから誰っちゅうことはない、気が付いた人がするし。主には総代さんがな、まぁ大

体気をつけちょるけんな。

このように、天祖神社の日常的な維持管理は、宮総代や地区住民のボランティアにより維持されている部分も大きい。調査時にも**写真 3-1** のように落ち葉がきれいに掃かれており、よく管理されている様子がうかがえた。

また、専門的な作業が発生する、補修や整備工事等の大規模な維持管理活動については、以下のように述べられているよう、可能な限り地区内の業者に依頼するようにされている[4)]。

地区内でできることは地区内の大工さんとか、土木とか、よその人にあんまり頼まんように、ということはな。もう全然できんところは、瓦屋さんとか地元におらんけん、瓦とかは業者呼ばんと仕方なかけどな。ちょっとしたことをするときは、地元に大工さんがおりゃその大工さんに頼む、それからちょっとした石積みとかは土木できる人がおりゃ頼むとか、なるべく地元の人。

以上のような維持管理活動の他に、天祖神社に関わる活動としては年 3 回の祭事がある。準備等は宮総代が行なうが、当日の出店や手伝い等には地区の有志（たけもと会）が加勢する。一般住民のほとんどは、祭典費を支払う以外は、祭事に客として参加するのみである[5)]。

維持管理活動や祭事に関わる費用は、全戸から徴収している祭典費と、お賽銭、おみくじ代でまかなわれており、これらで不足するような場合には寄付を募ることもある[6)]。

写真 3-1　境内隅に集められた落ち葉

3）まとめ

天祖神社に関わる活動には、維持管理活動と祭事がある。活動、意思決定は、基本的には地区の代表である宮総代が行なうが、日常的な掃除についてはボランティアによる活動も存在することを把握した。温湯区全戸から祭典費を徴収しており、維持管理に関する費用は区全体で広く負担している。活動主体、費用負担主体、意思決定主体いずれも比較的明確な仕組みであることが確認できた。

注釈

注1）　枝温湯地区は宇奈岐日女神社周辺の集落のことを指す。世帯が少なく、普段は津江地区の一部として扱われる。

参考文献

1）湯布院町誌編集委員会：町誌湯布院（本編）, p. 1252, 湯布院町誌刊行期成会, 1989
2）～6）八川氏ヒアリング結果

第 4 章 ポケットパークの維持管理体制

本章では、ポケットパークの変遷と維持管理体制を整理する。

1）変遷

湯の坪街道沿いの角地に位置するポケットパークである。土地の所有者は由布院玉の湯（旅館）で、元々空き地だったものを、地元有志（湯の坪街道デザイン会議）との協議を経て、10 年以上前から地区の共有スペースとして利用している。当時の経緯は以下のように述べられている[1)]。

20 年くらい前に、やっぱりこの通りの、今のおじちゃん、おばちゃんたちが「湯布院に何が足りないか？」「緑が足りない」って、周りは山なのに、町はなんか近代化しすぎちゃって、軽井沢とかあんな雰囲気になってきてるっていうのはちょっとダメだと。だからちょっと緑をつくろう ってことで、これを、このクヌギの木を小さいときに全部植えていった、ズラーっと両サイド。・・・そういう流れの中で、こういうスペースがどうしてもここには必要だと。・・・そのスペースの一つとして、玉の湯さんのポケットパークがどうしても必要だということで、皆で地元の人が話し合って、「玉の湯さん、お願いできないだろうか？」という話になって、玉の湯さんの方も「それはしたい」という話になって、両者が噛み合ったもんだから。その代わり、管理とか掃除に関しては、もう近所の人がちゃんとやりますんでってことで。

このように、周辺住民の強い要望と所有者の理解があり、地区の共有スペースとして利用されることとなった。ポケットパーク内のクヌギもこのような活動の中で植えられたものである。

2）維持管理体制

地区共有のスペースとして開放されている。観光のメインストリートに面していることもあり、一般観光客の休憩所として利用されているのがほとんどである（**写真 4-1**）。地区内での暗黙のルールとして営業活動は行なってはいけないことになっているが、その他はどのような利用を行なってもよい[2)]。

日常的なゴミの回収や落ち葉の簡単な掃除、灰皿の掃除等、毎日の維持管理はポケットパーク周辺店舗がボランティアで行なっている。手間のかかる管理は土地所有者の玉の湯が行なっている[3)]。また、維持管理費用を徴収するようなことはなく、各々が負担している。誰が何を行なわなくてはいけないという決まりはない。

快適な共有スペースとするためであれば、ベンチやフラワーポットの設置等、基本的に自由に行なうことができる。またこれまでに、安全な利用のため、柵を設置したい、灰皿を置きたい等の提案が周辺住民によって行なわれ、土地所有者の了解を得て設置に至っている[4)]。

このように、周辺住民の発意によってほとんどの維持管理活動が行なわれており、場合によって土地所有者の許可をもらうこともある。

写真 4-1　ベンチで休む人で賑わうポケットパーク

3）まとめ

ポケットパークに関わる活動は、日常的な維持管理がほとんどである。その活動主体は周辺住民や所有者で、費用も各自が負担している。地区の共有スペースという位置づけではあるものの、その維持管理にはごく周辺の住民しか関わっていないことが確認できた。また、基本的には住民発意で自由な利用や活動が可能であり、地区での合意形成が必ずしも必要ではないことを把握した。

参考文献

1）～4）山野氏ヒアリング結果

第 5 章 温湯区における「合意の仕組み」の特性

本章では、**第 2～4 章**で整理した結果の比較・分析から、共有物の維持管理体制を把握するとともに、温湯区における「合意の仕組み」の特性について整理する。

5-1. 共同温泉の維持管理活動の主体とプロセスの「曖昧性」

共同温泉の維持管理活動の活動主体や意思決定主体には、**表 2-1～2-4**（p. 30、31 参照）にまとめたように、「みんな」や「何人か」のようにその範囲が曖昧な表現がいくつか見られ、特に意思決定については「みんなで決定」「何人かに相談して」「みんなが了解すれば」というように、その範囲やプロセスが曖昧な場合も少なくない。これについてヒアリング調査では以下のように述べられていた。

－津江共同温泉：コンプレッサー交換について[1)] －

そうそう、会計の人が。けど、全然そういうのよぉ分からん人やったら、うち近いから、うちにちょっとどげんしようかって相談に来るから。そしたら何人かに言うて、そりゃはよしようやっちことで、パッパパッパしていかんと。

－湯の坪・中島共同温泉：役員の任期、選出について[2)] －

まぁ、俺やめるよっちゅうと、代わりを誰か探さにゃちいう程度で。別にもう役員任期がなんぼとかっちいう決まったあれはないですね。

－津江共同温泉：新規利用者の対応について[3)] －

会計さんに相談行って、みんなに言って、そりゃいいわっちことになれば。

意思決定主体や意思決定プロセスについては、関係者の「みんな」「何人か」という言葉が、どの範囲をさしているのか、具体的にどういうプロセスを踏むのかは明確には示されていないこともある。

また、どの段階の意思決定において、この「曖昧さ」が出現するかは地区によって様々である。さらに、同じ地区内であっても明確な主体、プロセスによって行なう意思決定と曖昧な主体またはプロセスで行なう意思決定が共存しており、何を決定するかによって地区で「明確な意思決定」と「曖昧な意思決定」を使い分けていると考える。

5-2. 主体とプロセスを規定する基本原則

「曖昧な」主体やプロセスが存在することに関して、さらに考察を加える。ヒアリング調査では以下のような話を聞くことができた。

－岳本温泉：大雨後の大掃除について[4]－

浸かったらな、ドロドロになるけん。そりゃもう皆出て、風呂洗うて、それはする。浸かったら、水が引いたら「掃除しよう」ってな。おばちゃん一人じゃどうしようならんけんな。それは皆で行って、わぁわぁ言うて掃除するけど。

－岳本温泉：利用組合ができる以前の費用負担について[5]－

まぁ、ある程度部外者はこんくらい、とにかくみんな一様に金出してもろたりして、どっかしようとか、ちょっと屋根が悪なったけん屋根変えようとか。そういうことは全部みんなで出しおうてしよったわけ。そりゃ多少の差はある。

以上のような話や、基本的に利用者、権利者が維持管理を行なっていること、非日常的な活動が寄付により維持されていること等から読み取れるように、「利益を受けている人がやる」「できる人ができることをやる」という暗黙のルールが存在している。これは地区における「平等性・公平性」に考慮した結果であり、この「平等性・公平性」は地区で維持管理活動の活動主体、費用負担主体を規定する基本原則となっている。

この「平等性・公平性」という基本原則は、共同温泉に限ったものではなく、地区内で合意形成を行なう際には適用されるルールであると考える。例えば、津江地区において地区の役員を決める場合については以下のように述べられている[6]。

誰が見ても、来年あの人とあの人じゃどっちもできんなと思ったらどっちかはずらしてもらうとかせんと。それはもう話し合いでね。

ここでの「平等性・公平性」は「全員が等しく一律に」という意味ではなく、あくまでも地区内で了解される「平等性・公平性」であり、「みんなが納得する」ことが重要となる。場合によっては地区内で声の大きい人や長老等の意見が尊重されることもあると考える。

また、もう一つの基本原則として、地区での活動や合意形成は、不平不満が存在する等の問題がない限りは「必要最低限のプロセス」しか踏まないということが推測される。例えば岳本温泉では、町営住宅等ができ、新規居住者とそれに伴う新規温泉利用者が増えたことにより発生した問題を受けて「温泉利用組合」が設置された。また、その中での合意形成を見ると、基本的に「総会」で意思決定が行なわれていることが読み取れる。しかし、役員の選出については、「みんなの雰囲気で決定」という曖昧な意思決定プロセスをとっている。これは一種の経験則であり、岳本地区でのこの意思決定においては、総会等の明確なプロセスを辿らなくても問題が発生しないことが経験的に認識できているため、このような曖昧なプロセスで合意形成が行なわれていると考える。

このように、地区においては特に問題がなければ現状維持、何か問題が発生すればそれに解決

するための対応をとるというように、その時々で「必要最低限なプロセス」が選択され、活動、合意形成が行なわれていることが把握できた。

一方で、岳本温泉同様に新規利用者が増えている湯の坪・中島共同温泉においては、そもそも総会が存在せず、基本的には役員会にて意思決定が行なわれている。これは湯の坪地区においては、これが地区の「平等性・公平性」に基づいた「必要最低限のプロセス」であるという認識が共有されているからだと考える。このように、活動や意思決定の主体やプロセスを規定する基本的なルールは共通していても、その結果表れる主体やプロセスは地区によって異なることが把握できた。この違いは、地区の成立過程や風土、地区住民の気質によるものだと推測できる。

5-3. 共同温泉特有の傾向

維持管理に関わる「曖昧性」は、活動、費用負担、意思決定の主体が明確な「天祖神社」や、活動のほとんどがボランティアで行なわれており地区での合意形成を必要としない「ポケットパーク」の維持管理には認められない。

共同温泉でのみ確認された理由として、管理主体となる地区の規模や、比較的緩い共有意識の中で維持管理されてきたという共同温泉の性格、地区住民にとっての共有物の位置づけ等の違いが考えられる。共同温泉のような性格を持った共有物には、地区での合意形成の特色が表れやすい可能性がある。

5-4. 小結

共同温泉の活動主体、費用負担主体は「利益を受けている人がやる」「できる人ができることをやる」という暗黙のルールに従って決定され、活動の実施、意思決定においては特に問題がない限り「必要最低限のプロセス」とそれに応じた主体が選択されることを把握した。この結果、共同温泉の維持管理の主体やプロセスには「曖昧性」が存在することがある。地区では、協議内容、決定事項に応じて、このような「曖昧な意思決定プロセス」と「明確な意思決定プロセス」を使い分けている。

この意思決定主体とプロセスの「曖昧性」は、天祖神社、ポケットパークの維持管理体制では確認できず、共同温泉に特有の傾向であることを把握した。

参考文献

1）佐藤氏ヒアリング結果
2）浦田氏ヒアリング結果
3）佐藤氏ヒアリング結果
4）～5）八川氏ヒアリング結果
6）佐藤氏ヒアリング結果

第 6 章 結論

6-1. 本研究の成果

本研究では、湯布院町温湯区における共有物のうち、特に共同温泉の維持管理体制を中心に調査・分析を行ない、天祖神社やポケットパークの維持管理体制と比較することで、温湯区における地区住民の合意形成プロセスの特性を明らかにした。

第 2 章では、共同温泉の維持管理に関わる活動は、清掃活動のような日常的な活動から、建物の建て替えのような非日常的な活動まで様々な活動が存在し、また、事務運営面においても、会費の徴収のような日常的な活動から、役員選出のような頻度の低い活動まで存在していることを明らかにした。それらの活動に関係する主体には、実際に活動する「活動主体」、費用を負担する「費用負担主体」、活動の実施の有無やその内容に関する意思決定を行なう「意思決定主体」が存在し、このうち、「活動主体」と「費用負担主体」は活動の頻度によって、その主体が変化することを把握した。これらの傾向については、地区間に大きな差異は見られなかった。

その一方で、共同温泉の利用の権利が与えられる条件や、役員の選出範囲と選出方法は、地区によって異なることが確認された。これは共同温泉に関わる人間の多少によるところが大きいと考える。また、意思決定主体と意志決定プロセスも、地区により異なり、地区特有の合意形成プロセスの存在を確認することできた。

第 3 章では、天祖神社に関わる活動には、境内の掃除や社殿の補修のような維持管理活動と大祭や年末行事のような祭事が存在し、それらの活動のほとんどは 4 自治区からそれぞれ選出される宮総代が活動主体および意思決定主体となっていることを明らかにした。また、ボランティアで維持管理活動に関わっている一部住民以外、温湯区民のほとんどは維持管理活動を実際に行なうことはないが、費用は温湯区全戸で負担していることを把握した。このように、天祖神社の維持管理に関しては、活動主体、費用負担主体、意思決定主体いずれも比較的明確で、費用は広く負担し、活動、意思決定は基本的に代表者が行なう仕組みとなっていることを明らかにした。

第 4 章では、ポケットパークの維持管理体制について、周辺店舗が活動面、費用面においてボランティアで行なっていること、また地域にとって良いことであれば住民発意で自由に活動ができ、必要に応じて所有者の許可をとるという合意形成プロセスが存在することを把握した。ポケットパークは、地区の共有スペースとしての役割を担っているものの、その維持管理活動のほとんどはボランティア、周辺住民の発意で行なわれおり、地区での合意形成は必ずしも必要ないことを確認した。

第 5 章では、**第 2 章**から**第 4 章**までで明らかにした共同温泉、天祖神社、ポケットパークの維持管理体制の比較分析を行った。共同温泉における活動主体、費用負担主体は、「利益を受けている人がやる」「できる人ができることをやる」という暗黙のルールに従って決定され、活動や意思決定においては、特に問題がない限り「必要最低限のプロセス」とそれに応じた主体が選択されることを把握した。その結果、共同温泉については、活動主体、費用負担主体、意思決定主体に、「みんな」や「何人か」といった曖昧な主体が存在し、決定事項に応じて地区で明確な意思決定と曖昧な意思決定を使い分けていることを明らかにした。こうした意思決定主体、意思決定プロセスにおける「曖昧さ」は、天祖神社やポケットパークには存在せず、共同温泉のみに存在しており、共有物によって、地区の合意形成の仕組みのあらわれ方に違いがあることを明らかにした。

6-2. 今後の課題

本研究では、共有物の維持管理体制に着目することで、合意形成プロセスに地区間の相違があること、「利益を受けている人がやる」「できる人ができることをやる」という暗黙のルールに従って、「最低限のプロセス」となるように活動主体・費用負担主体・意思決定主体が選択され、その結果として曖昧な意思決定主体やプロセスが存在していること、さらにこの特性が共同温泉特有のものであることを把握した。

しかし、地区による相違がうまれた要因、共同温泉でのみ曖昧性が把握できた要因については未確認であり、より各地区の風土的な特徴やコミュニティの特質に踏み込んだ調査が必要である。地区の成立過程や血縁関係等の地区の背景に関するより詳細な調査を行った上で、あらためて共有物の維持管理体制との比較分析を行ない、本研究の成果を検証していきたいと考えている。